**地方公務員の給与決定に関する諸原則**

**１　職務給の原則**

職員の給与は、職務と責任に応ずるものでなければならない。

【地方公務員法第２４条第１項】

○　具体的には、各給料表における級の区分によって実現するとされている。

○　企業職員及び単純労務職員に対しては、地方公営企業法第３８条第２項により、その給与は、職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員の発揮した能率が充分に考慮されるものでなければならないとされている。

**２　均衡の原則**

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

【地方公務員法第２４条第３項】

○　警察職員については、警察法第５６条第２項により、国の警察庁の職員の例を基準として定めることが特に規定されている。

○　企業職員及び単純労務職員については、地方公営企業法第３８条第３項により、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給与、当該地方公営企業の経営状況その他の事情を考慮して定めることが規定されている。

**３　条例主義**

職員の給与は、条例で定めなければならず、また、法律又はこれに基づく条例に基づかない限り支給することができない。

【地方公務員法第２４条第６項、第２５条第１項、地方自治法第２０３条の２第４項、第２０４条第３項、第２０４条の２】

○　地方自治法第２０３条の２で非常勤の職員の報酬等が、同法第２０４条で常勤の職員の給与の種類が明示されている。

○　教育職員に対する特則として、教育長については、教育公務員特例法第１６条により、その職務と責任の特殊性から他の職員とは別個の条例によって定めること、県費負担教職員については、市町村立学校職員給与負担法第３条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４２条により、その給与条例を都道府県が定めることが規定されている。

○　企業職員及び単純労務職員については、地方公営企業法第３８条第４項により、給与の種類と基準のみ条例で定め、それ以外の事項については団体協約又は企業管理規程等によって具体的に定められるとされている。